

爐ニ火ヲ置ニハ、土器ニヲ重テ火ヲ入テ打鋪ニスエテ可取出箸ヲ不可具也、炭ヲサストキ、古ハ以箸不指シテ、テツカミテ取之云々、然共近來無此儀、皆以箸指之、仍全自近爐ニ箸ニツ置也、本ハ一可置也、非主人者不取之故也、

〔窮恒集〕火ばしの銘

冬すぎばなげおかれなん物故に君が手にはたたなるべらなり

〔枕草子〕くらうなりぬれば、こなたには火もともさぬに、大かた雪の光いとまろう見えたるに、

火ばししてはひなどかきすすびて、あはれなるもをかしきも、いひあはするこそをかしけれ、

〔徒然草〕御前の火爐に、火ををく時は、火ばししてはさむ事なし、かはらけよりたゞちにうつす

べし、さればころびおちぬ様に心得て、炭をつむべきなり、八幡の御幸に、供奉の人淨衣をきて、手

にて炭をさ、れければ、ある有職の人、まろき物をきたる日は、火ばしを用くるしからずと申

されけり、

〔殿中申次記〕正月七日

永正十六
一御火箸 壹膳

銀師後藤

〔臨時客應接〕火筴は銘々火鉢の類ならば、火鉢の縁片脇中程へ、立枠火鉢の類ならば、客人の前の

縁へ、火筴の頭を揃、客人の右にして掛て出すべし、嘸火鉢の類ならば、下の臺へ置て出すもよし、

〔三省録附四言〕水藩の檜山氏が、慶安五辰年四月十五日、同廿二日まで、略註 水府の御宮別當なる

東叡山中吉祥院が、江戸の水戸江下りたりし時分の賄料、請取品直段書付并入用をまゐりしたる

ものを見せたるが、其直段の下直なる事おどろく計也、略○中

一火ばし 壹膳 代三拾文

〔倭名類聚抄十二〕炭炭籠附野王按羨亦作筵炭籠也、

炭斗